

赤い羽根共同募金助成金事業

令和 8 年度助成 遊具助成事業要綱

1. 目的

この事業は、地域福祉活動の一環として住民の健全育成と健康増進を図るため遊具の設置（新設又は修繕）や備品購入の必要があるとき（以下、工事等）、費用の一部を助成することにより福祉の増進を図ることを目的とします。

2. 助成対象

若狭町内で目的達成のための工事等を施工する集落または公民館等への福祉活動助成とします。

ただし、次の事業等は助成対象としません。

- (1) 政治・宗教・組合等の運動の手段として行う事業や営利のために行う事業
- (2) 福祉を目的としない事業
- (3) 共同募金審査委員会が不適合と認める事業等
- (4) 事務用品代や消耗品代（修繕に係る物品の購入は除く）に使用するなど寄付者の思いに反した経費

※主な遊具・備品等購入については、別紙のとおりとします。

3. 助成額

工事等に要した費用の 2 分の 1 以内で 5 万円以内（1,000 円未満は切り捨て）。

プレゼンテーション審査によって決定します。

4. 助成時期

令和 8 年度

5. 申請締切

令和 7 年 6 月 30 日（月）必着

6. 申請方法

申請書を添付のうえ、下記事務局までメールにて申請してください。

申請書は、若狭町社協ホームページ（w-shakyo.co.jp）よりダウンロードしていただけます。

申請書を書面で希望される方は、事務局までご連絡ください。



7. 報告日

令和9年2月26日（金）締切

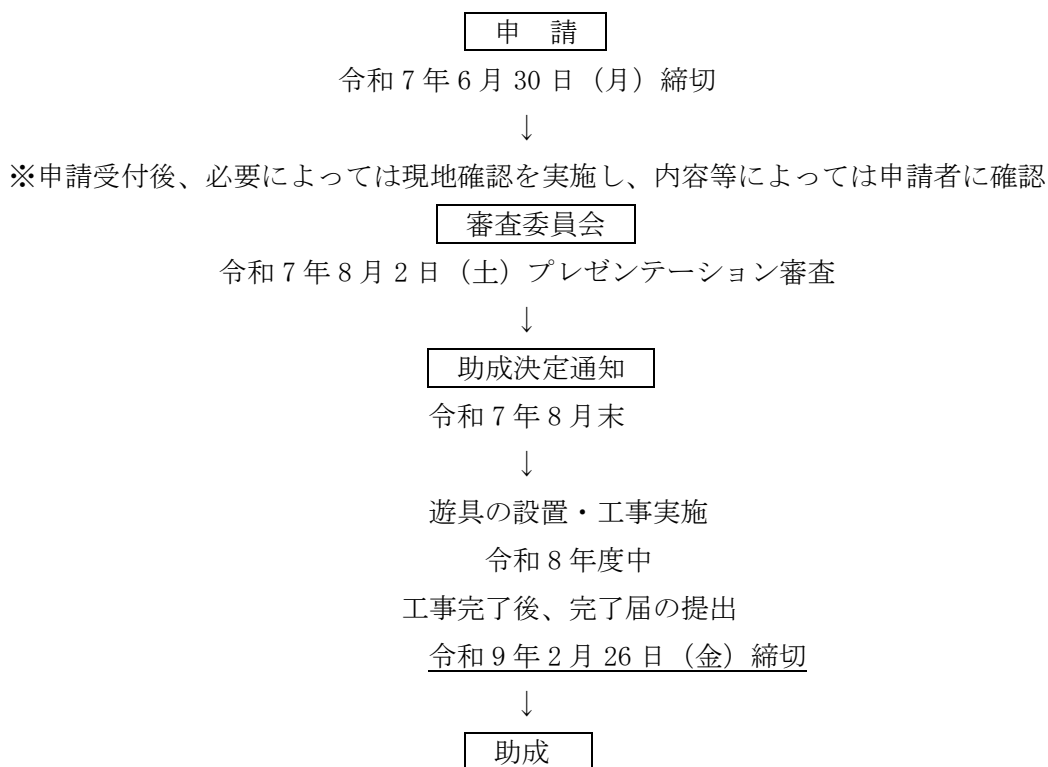
工事等完了後に必ず所定の用紙にて報告してください。

報告のない場合は、助成決定の取り消し、助成金を返還して頂きます。

8. 審査方法

若狭町共同募金審査委員会において『プレゼンテーション審査』を行います。

～助成までの流れ～



9. その他

- ・申請者による修繕や補修等も対象になります。
- ・工事等完了後は、遊具・備品等の維持管理に努めてください。
- ・当会は当該遊具・備品等について、事故等が発生した場合の責任は負いません。
- ・事業実施の際「**赤い羽根共同募金の助成を受けています**」と記載する等、積極的に広報してください。
- ・共同募金運動期間（10月1日～3月31日）に積極的な募金活動をお願いします。

10. 問い合わせ

若狭町社会福祉協議会 パレア若狭本所 地域福祉事業 担当：薮上

TEL:0770-62-9005 fax:0770-62-1725 Mail:chiikifukushi02@w-shakyo.or.jp

別 紙

主な遊具・備品等

遊具	屋外	滑り台、ジャングルジム、シーソー、ブランコ、健康遊具等
	屋内	エア－遊具、プレイジム、ボールハウステント、トランポリン、ブロック遊具等
備品購入		楽器（ハンドベル、電子ピアノ等）、スポーツ用具（ボッチャ、グランドゴルフ、卓球台等）、書籍等（絵本、しかけ絵本、図鑑、点字図書、紙芝居等）、電子機器（CD・DVD プレイヤー等）、玩具（積み木、知育玩具等）、ベンチ
インクルーシブ 遊具		車いすで乗ったまま、または容易に移乗して楽しめる遊具（パネル遊具、クッション系遊具等） 体幹の弱い子どもが楽しめる遊具（椅子型、円盤型や背もたれの付いた遊具等） 視聴覚等の障がいがある子どもが楽しめる遊具（音・色・光を楽しむ遊具、手指で触れるパネル遊具等）